

電源開発株式会社「鬼首地熱発電所設備更新計画
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成 28 年 8 月 5 日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 6 の規定に基づき、電源開発株式会社「鬼首地熱発電所設備更新計画計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県大崎市
原動力の種類：汽力（地熱）
出 力：2.3 万キロワット級

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成 28 年 6 月 6 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成 28 年 7 月 28 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成 28 年 8 月 5 日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03－3501－1742（直通）

電源開発株式会社「鬼首地熱発電所設備更新計画
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに地熱発電設備及び附帯設備の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 地熱貯留層や温泉といった地下資源を含めて、地熱発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価を行い、また環境保全措置の実施を検討するに当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。
- (4) 施設供用後に、生産井又は還元井の機能低下による、補充井の掘削が想定されており、それに伴う追加的な環境影響が懸念される。そのため、当初設置する生産井や還元井は、できる限り長く維持し、施設供用後の補充井の掘削及び附帯設備の増設等が最小限となるよう事業内容を検討すること。

2. 各論

(1) 動物・植物・生態系・景観について

事業実施想定区域及びその周辺は、栗駒国定公園第1種特別地域に指定され、その一帯は特定植物群落に指定されているところ、新たな敷地造成が計画されているが、当該造成計画地には自然公園法に基づき採取・損傷が規制されている指定植物が生育しており、本事業の実施により、動物、植物、生態系及び景観への重大な影響が懸念される。そのため、「国立・国定公園内の地熱開発の取扱いについて」（平成27年10月2日、環自国発第1510021号環境省自然環境局長通知）の趣旨に沿った国定公園の自然環境や地元に配慮した計画となるよう、宮城県と今後十分に調整すること。また、特定植物群落の改変を回避又は極力低減すること。

(2) 温泉について

事業実施想定区域及びその周辺には地獄を含む温泉が位置していることから、本事業の実施による温泉への影響について、温泉の環境監視と併せて適切に調査・予測及び評価を行い、必要な関係者に共有すること。また、環境監視の結果、本事業の実施による温泉への影響が確認された場合には、温泉への影響を回避する適切な措置を講じること。